

～令和5年12月静岡県議会定例会における質問～

質問者：佐野 愛子 議員

質問日：令和5年12月12日（火）【3番目】

会派名：ふじのくに県民クラブ

項目	1 教育現場の危機的状況について (1) 現場の声に応える教員の配置
答弁者	教育長
質問要旨	<p>今年度初め、県内小中学校では76人の教員が欠員のままスタートした。その後も途中で体調を崩し休職する教員が相次いでいる。それを補完する教員が来ないので校内の教員で授業等を回している。定数が足りていないのは現状でも全く改善無く、何と中学校では年度当初20人不足であったのが42人と倍以上の足りなさである。県教委は年度当初からのこの事態をどのように捉え対策を打ったのか。</p> <p>また、教育が困難になっている要因として、どのクラスにも座ってられない子や教室を飛び出す子がいて担任一人ではとても授業ができない状態である。支援を要する子のためのファイル記入も大変な負担となっている。特別支援学級においても、特性も学年も様々である現在の1クラス8人という定数のままでは授業も成り立たない。定数の見直しや級外の配置が必要である。</p> <p>こうした現状を根本的に解決するためには国の定数改善を待っていたのでは間に合わない。山梨県は県独自の25人学級を段階的に進めている。</p> <p>県の教育全体の経営陣ともいえる教育委員は、このような義務教育の現場の危機的状況についてどのような認識を持ち議論をしているのか。教職員の人員配置の拡充について県の公教育を司るトップである教育長に伺う。</p>

＜答弁内容＞

教育現場の危機的状況についてのうち、現場の声に応える教員の配置についてお答えいたします。

子供は社会に希望と活力をもたらす大切な宝であり、その育成は、県政の理念を富国有徳とする本県にとって、何より重要であります。

私を含め教育委員会の委員は、移動教育委員会として年に数回学校を訪問し、児童生徒が学ぶ姿に接するとともに、現場が抱える課題の把握に努めております。使命感を持ち教育に心血を注ぐ教師の姿を誇らしく思うと同時に、多忙や疲弊の状況も感じており、その対策を思慮しているところであります。

これまで、県教育委員会は、定数改善を本来行うべき国に対して、改善を強く要望する一方で、静岡式35人学級編制実現のための県単独措置による教員配置のほか、スクール・サポート・スタッフの全校配置や支援の時間拡充、共同学校事務室の全市

町設置などによる教員サポート体制の充実に努めてまいりました。最近では、ICTの活用や文書削減、部活動の地域移行など、教員の負担を軽減する取組を市町教育委員会と協力して進めております。

産育休等の欠員につきましては、これまで教職員人材バンクなどを活用しながら補充に努めてまいりました。現在も教職員OBが、非常勤講師等として活躍していることから、今後、関係団体の御協力を頂きながら、柔軟な働き方が可能な60代の登録者の掘り起こしを進めてまいります。

また、特別支援教育につきましては、現在、通常学級で特別な支援を要する子供への支援員と、多人数の特別支援学級を有する学校への非常勤講師を配置しており、本年度は、新たに集団生活等への適応を支援する養護教諭をモデル的に配置いたしました。引き続き、効果的な教職員の人員配置について検討してまいります。

県教育委員会といたしましては、定数改善などにつながる国の予算の動向に注視するとともに、これまで以上に現場の声に耳を傾け、市町など、組織の枠を超えた様々な主体と連携協力し、教員の働く環境の整備や、教職員の人員配置の工夫と拡充に努めてまいります。

項 目	1 教育現場の危機的状況について (1) 現場の声に応える教員の配置【再質問】
答弁者	教育長
質問要旨	<p>私はあくまでも定数のことを言っているのであって、スクールサポートスタッフなども有り難いけれど、授業ができてしっかりと分掌が持てる定数のことについて答えてもらいたい。県の人材バンクではどの程度機能しているのか。そして県の35人学級では立ちゆかなくなったため、今のような状態が起きている。</p> <p>本年度は定年延長により退職する教職員がいないわけで、そうすると新採はどの程度採用する見込みなのか。計画的に不足が生じない見込みを立てる必要があると思う。是非とも子供たちが困らないような対策を望む。このことについて所見を伺う。</p>

<答弁内容>

教育現場の危機的状況についてのうち、現場の声に応える教員の配置の再質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在定数上で大きな問題を抱えていることは十分にその認識を共有しております。

一方でこれから数年の間で、定年延長があったり、新たな文部科学省の予算措置等の見込みもあったりということで、少し先行きの不透明な部分がございますので、それを見越して、定数の改善について、私どもでできることを行いつつ、一方スクールサポートスタッフあるいは非常勤講師等の手当てをもって、学校現場の混乱を少しでも抑えていく措置を執っていきたいと思っております。

教職員人材バンクにつきましては、11月現在で約1600人の登録がございます。また採用試験終了後の学生の登録も約200人増加している状況ですので、そういった人材の活用を意図しながら学校現場に我々のできる範囲で対応していきたいと思っております。

項 目	1 教育現場の危機的状況について (1) 現場の声に応える教員の配置【再々質問】
答弁者	教育長
質問要旨	<p>人材バンクは何人マッチングしたかを聞いており、登録者数は聞いていない。</p> <p>あと、先行き不透明というのも分かるけれども、現在の子供たちに影響が出ていることは納得がいかない。子供たちにとって当然いるべき先生がいないこと、来るべき先生がいないことがどんなに不幸であるか、そして学ぶ権利を侵害させるかということを確認してもらいたいと思う。</p> <p>来年度の当初は定数の不足を出さないということについて、教育長の所見を伺う。</p>

<答弁内容>

来年度当初、議員の強い御要望のある欠員のない状態でスタートできるように我々としても最大限の努力をしてみたいと思います。

項 目	1 教育現場の危機的状況について (2) 不登校児童生徒のための居場所づくり
答弁者	教育長
質問要旨	<p>小中学校で2022年度に30日以上欠席した不登校の児童生徒数は全国で過去最高の29万9,048人に達しているとの調査結果が示された。静岡県においても9,447人と過去最高となっている。</p> <p>そういった子供たちの居場所の一つとしてフリースクールが存在する。県教育委員会では本年度、フリースクール等との連携強化を進めるための協議会を立ちあげた。</p> <p>子供たちの多様な学びの場を確保するためには、こうした連携を強化する取組はとても必要なことである。さらに私は教育委員会ができることで一番効果的なのは、全小中学校内へ不登校支援のためのスペースを設置し、そこへ専従の指導員を配置することではないかと考える。</p> <p>藤枝市では昨年から市内の全中学校に登校支援室を設置し専任支援員を配置している。その結果不登校生徒の3割が自分のペースで支援室に通学できるようになり、支援室に登録している生徒のうち2割、102人中20人が教室復帰できた。学校復帰だけが全てではないが、居住する学区内にそうした学びの場があれば、保護者は学費も交通費も負担しなくて済むことになる。</p> <p>愛知県岡崎市では市内の全中学校に不登校のためのスペース（教室）を設置し、生徒指導の理解の深い学校の核となる教員を担任としている。</p> <p>不登校児童生徒のための学校での居場所づくりについて、この課題をどう捉え対応していくのか、市町に働き掛けるといっただけでなく県でやるべきことは何なのか、県教育委員会の所見を伺う。</p>

<答弁内容>

次に、不登校児童生徒のための居場所づくりについてであります。

児童生徒の学びに対する考え方が多様化する中、教育機会確保法の理念の下、増加する不登校児童生徒の居場所をつくり、学びを保障していくことが、教育における極めて重要な課題となっております。

校内の教育支援センターや保健室、市町が運営する校外の教育支援センターや民間が運営するフリースクールなど、様々な場所で不登校児童生徒は学んでおり、どれも欠くことのできない重要な居場所です。

各市町が自らの責務として、校内や校外に教育支援センターの設置を進めている中で、県教育委員会では、誰一人取り残さないとの認識の下、不登校児童生徒の受け皿となるフリースクールへの支援を検討するとともに、運営主体同士の連携を深め、児童生徒が安心して必要となる学びを選択できる環境整備や体制づくりを進めております。

本年9月には、フリースクール等の民間団体や市町教育支援センターなどに呼び掛

け、現状や課題の把握と今後の対策について協議する連携協議会を設置したところ
あります。児童生徒が安心できる学びの場の創出に向け、官民が一体となり取り組
んでまいります。

議員から御紹介のありました校内教育支援センターは、教室に近い学びの場として
大変重要です。本県でも藤枝市をはじめ、7割を超える市町で設置され、新規の不登
校児童生徒が減るなど、効果が確認されております。

設置市町は、会計年度任用職員の配置や、複数の教職員の分担など様々な工夫の下
で運営しており、更なる設置促進に向けて、市町からは人員配置などの面で課題があ
ると聞いております。現在、国において、人的配置も含めた支援制度の拡充が検討さ
れており、その確実な実行を要望してまいります。

県教育委員会といたしましては、不登校児童生徒が個々の状況に応じた場において
学ぶことができるよう、引き続き、市町教育委員会や民間団体と連携しながら、多様
な学びの場を確保していくことで、誰一人取り残さない教育を実現してまいります。

以上であります。

項 目	1 教育現場の危機的状況について (2) 不登校児童生徒のための居場所づくり【再質問】
答弁者	教育長
質問要旨	不登校支援について、国を待っているとか市町ではなくて、県として何ができるのかということをもう一度伺う。

<答弁内容>

不登校の対策について、県としてできることでありますが、これは基本的に先ほど申し上げたとおり、県として大きな枠組みでの協議会を立ち上げ、それを実質的に運営していくところに私ども県教育委員会のイニシアティブが発揮されると考えております。

研究協議会で現状を把握し、課題を明示し、連携協議会において県内の様々な主体とその課題を共有して、新たな施策上の必要性をまた研究協議会で検討していくという、こういった現場との連携が私ども県教委のイニシアティブでやるべきことと考えております。

以上であります。